

羽曳野市告示第 107 号

羽曳野市公金収納事務委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の規定により、羽曳野市後期高齢者医療保険料及びそれに付帯する徴収金の収納事務を下記の指定公金事務取扱者に委託したので、同法第 243 条の 2 第 2 項及び地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 2 の 14 第 2 項の規定並びに羽曳野市財務規則（平成 5 年規則第 24 号）第 40 条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

羽曳野市長 山入端 創



1. 指定公金事務取扱者の住所、名称
埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2
さいたま新都心 LA タワー 30F
株式会社クリーン工房
代表取締役 川鍋 知恵子
2. 指定公金事務取扱者の指定日
令和 6 年 3 月 28 日
3. 公金事務を委託した日
令和 8 年 4 月 1 日
4. 委託した公金事務の内容
羽曳野市後期高齢者医療保険料及びそれに付帯する徴収金の収納
5. 委託した期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
6. 収納の方法
羽曳野市が指定する方法